

個人用申込書

年 月 日

物件名			号室	間取り	専有面積
所在地					m ²
家賃	円	敷金	ヶ月	円	使用目的
管理費	円	礼金	ヶ月	円	

標記物件につき、下記の通り申請をいたしました。なお、下記の記載内容に不正または誤りがある場合は、本申込の申請を無効とされても何等異議ありません。

契約者	フリガナ			性別	生年月日		
	氏名			男・女	(西暦)	年	月 日 (歳)
	現住所	〒					
	電話			携帯電話			
	メールアドレス						
	フリガナ			所属部署	電話		
	勤務先				(内線)		
所在地	〒						
所属		役職		勤続年数	年	年収	万円
入居者	氏名	年齢	続柄	職業(勤務先、TEL、勤続年数)			
			本人				

緊急連絡先	フリガナ			生年月日	(歳)	申込申請人	
	氏名			(西暦)	年 月 日	との続柄	
	現住所	〒					
	携帯電話			固定電話			
	勤務先			業務内容	電話		
	所在地	〒					
所属		役職		勤続年数	年	年収	万円

備考 ※申し込み時、身分証明書の写しを添付

株式会社ライフクリエイト

〒213-0011神奈川県川崎市高津区久本1-5-18 フォーゲル2F

TEL 044-872-7217 FAX 044-872-7218

担当者

個人情報保護方針(個人情報の取扱いについて)

当社では個人情報保護法に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、お客様に関する個人情報について、以下の考え方に沿って、適正な取扱いと保護・管理に努めます。

1. 個人情報を収集する目的

お客様の個人情報は、以下の目的のために利用させていただきます。

- ① 不動産の売買、仲介、賃貸、管理等の取引に関する契約の履行及び関連する情報、サービス、契約後のアフターサービスの提供
- ② ①の利用目的の達成の範囲での、個人情報の第三者への提供
- ③ 当社の取扱う不動産に関連する保険の契約の履行、情報、サービスの提供
- ④ お客様にとって有用と思われる当社提携先の商品・サービス等の紹介
- ⑤ ①③④の商品・情報・サービス提供のための郵便物、電話、電子メールなどによる営業活動及びマーケティング(アンケートのお願い、キャンペーン等)活動。顧客動向分析または商品開発等の調査分析

情報・サービスの提供は、ご本人の申し出がありましたら、取りやめさせていただきます。

2. 収集する情報の種類

収集される情報は主に以下の個人情報になります。

- ・ 氏名 一性別 一生年月日(年齢) 一ご自宅住所 一ご自宅電話番号・ファクス番号 一メールアドレス
- ・ 不動産に関する物件情報(所在地、構造、規模、間取り、付帯設備など)
- ・ その他申込書、契約書、アンケート等で、お尋ねした情報(お客様の職業、キャンペーンの応募及び景品の発送のための氏名・住所、アンケート回答、ご意見、お問い合わせ時に必要な情報)

これらの情報は、上記個人情報の収集の目的のため利用されます。

3. 情報の管理方法

お客様の情報を正確、最新なものとするよう常に適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報は、適切な管理(組織的、人的、物理的、技術的な措置)を行い、漏洩、滅失、毀損の防止のために適切な措置を講じると共に、管理状況の監査、見直しを実施します。

4. 個人情報の第三者への提供・共同利用

当社は収集したお客様の個人情報は、下記の場合を除いて第三者に開示、提供、販売、共有したりすることはありません。

- ① お客様が同意されている場合
- ② 法令により必要と判断される場合
- ③ 契約の相手方になる者またはその見込み客
- ④ 不動産管理等を実施する管理会社
- ⑤ 登記等に関する司法書士、土地家屋調査士
- ⑥ 融資等に関する金融機関
- ⑦ 信用情報機関(貸貸保証会社等に加入の場合)

5. お客様からの開示、訂正、利用停止のご請求

(開示・訂正)

お客様からご自身に関する情報の開示のご依頼があった場合は、ご本人であることをご確認させていただいたうえで特別な理由が無い限りお答えさせていただきます。また、お客様に関する情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(利用停止)

お客様は、お客様の個人情報の利用や第三者への提供についてお客様がご希望されない場合は以下の問い合わせ先まで申し出ください。ただし、利用・第三者への提供の停止の結果、不動産の売買、仲介、賃貸、管理等の取引に関する契約の履行、情報、サービスの提供が利用できなくなる場合があります。

6. 変更

上記の内容に重大な変更があった場合には、あらためてお知らせします。尚最新の内容につきましては下記までお問い合わせください。

7. お問い合わせ先

株式会社ライフクリエイト
電話 044-872-7217

〒213-0011神奈川県川崎市高津区久本1-5-18 フォーゲル2F
受付時間 10:00-18:00(毎週水曜、年末年始、当社の休業日を除く)

上記内容の説明を受け、個人情報の取扱いに同意し、書面の交付をうけました。

年 月 日

(氏名)

印

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」といいます。当該委託契約に係る賃貸借保証契約を「保証契約」といいます。)

ます。)に提供することに同意します。
■加盟家賃債務保証情報取扱機関
名称: 一般社団法人 全国賃貸保証協会(略称 LICC)
住所: 〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号

に係る開示請求または当該個人情報・法人情報及び貸付け情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

- 第1条(個人情報)
個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいいます。当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等を含みます。

- (2)申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会し、申込者に関する個人情報登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

- 第9条(個人情報の当社への提供)
申込者は、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者が、申込者の個人情報を、第4条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

- 第2条(法人情報)
法人情報とは、以下の法人に関する情報等をいいます。当該情報に含まれる法人名・代表者名・所在地、電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等を含みます。

Table with 2 columns: 登録情報, 登録期間. It lists registration details for various services and their respective periods.

- 第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)
(1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。

- 第3条(関連する個人情報)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

- (4)申込者は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかる情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

- 第11条(個人情報の正確性)
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

- 第4条(個人情報の利用目的)
当社が申込者から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。本条項に別段の定めがある場合のほか、利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- 第8条(信用情報機関への登録・利用等)
(1)申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社の加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)に提供することに同意します。

- 第12条(必要情報の提出)
申込者は、委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

- 第5条(個人情報の第三者への提供)
(1)当社は、以下に該当する第三者を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報を第三者に提供することはありません。

- 第9条(信用情報機関への登録・利用等)
(2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に対して、申込者について照会をかけた際、加盟先機関及び提携先機関に申込者の第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報、申込者に対する金融機関からの貸付け情報(以下、単に「貸付け情報」といいます。)

- 第13条(本条項不同意の場合の措置)
申込者が、委託契約及び保証契約において必要な記載事項(申込書、委託契約書及び保証契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は委託契約及び保証契約の締結をお断りする場合があります。

- 第6条(第三者の範囲)
以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- 第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)
(3)第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報のうち、保証額についての情報は賃貸借申込物件の賃料等1カ月分を相当する額とします。

- 第14条(審査結果)
当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を賃貸人、管理会社又は仲介会社へ通知します。

同意書記入欄
同意した日をご記入ください
20 年 月 日
申込者署名欄
※申込者記入の場合は
法人名を記入

- 第15条(個人情報の管理)
(1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

- 第16条(個人情報及び法人情報取り扱い業務の外部委託)
当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の説明を行った不動産会社名をご記入ください

説明者(署名)

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。
 なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。		
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額	お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。
	住居		
	店舗・事務所	月額賃料の6か月分相当額	
	倉庫		
	トランクルーム		
駐車場	月額賃料の12か月分相当額		

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,700円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
	毎年プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の50%及び継続保証委託料:毎年1万円
		店舗・事務所	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎月月額賃料の10%(下限1万円)
		倉庫	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎月:月額賃料の10%(下限1万円)
		住居学生	初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年1万円
初回のみプラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の100%	
	駐車場	初回保証委託料:1,000円	
	トランクルーム	初回保証委託料:1,000円	
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。			
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。 保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。		

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属し又は関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項

賃借人(以下「甲」という)と全保連株式会社(以下「保証会社」という)は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)第5条(2)の定めにかかわらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務(以下「本債務」という)を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。
第1条(本債務の範囲) 本契約書記載の物件(以下「本物件」という)に関して締結した契約により生ずる甲の支払い債務(たとえば、損害保険契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス・入居者優待サービス・その他生活関連サービス利用料等)。 但し、原契約書に記載されていることを条件とする。
第2条(特約に基づく保証限度額) 保証会社が、本特約によって保証する合計金額は、本物件の月額賃料3か月分相当額とする。 但し、本特約に基づき支払った金額は、本契約書表面のプラン表記載の保証限度額に関する計算につき、他の保証対象の債権の支払金額に加算される。
第3条(充当順位) 甲が、本特約及び本契約に基づき保証会社に弁済した金員が、支払期日の到来した甲の保証会社に対する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社はこれを本契約第12条の規定に従い、充当するものとし、保証会社の甲に対する求償債権に充当するにあたっては、保証会社が本特約に基づき代位弁済したことと有する求償債権、本契約に基づき代位弁済したことと有する求償債権の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。
第4条(準用規定) 本特約に基づく代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に従うものとする。